

県内相互乗り入れ予防接種の概要

1 対象者

- ・かかりつけ医が住所地市町村外にいる者
- ・病気など医学的な理由により接種機会を逃した者
- ・予防接種要注意者（心臓血管系疾患等の基礎疾患有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者、低出生体重児、先天性免疫不全児、過去にけいれんの既往のある者等）で、主治医が住所地市町村外にいる者

2 対象予防接種

- ・市町村長が予防接種法の規定に基づいて実施する予防接種

3 委託料

- ・県下統一料金にはしない。
- ・接種医療機関の所在地に関わりなく、被接種者の住所地市町村が従来の予防接種で設定している委託料と同額とする。
- ・集団接種を実施している市町村は、相互乗り入れ用の個別接種委託料金額を新たに設定する。

4 被接種者の自己負担徴収

- ・従来の予防接種で被接種者から自己負担を徴収している市町村は、相互乗り入れでも徴収する。

5 契約

- ・相互乗り入れについての契約は、市町村長と県医師会長との間で委託契約を締結する。
- ・相互乗り入れへの協力を承諾し、契約締結についての権限を県医師会長に委任する医師は、その旨を記した「承諾書及び委任書」を県医師会長に提出する。
- ・従来の契約はそのまま継続することとし、従来の契約と相互乗り入れの契約の二段階方式とする。

6 委託料の支払

- ・接種医療機関が所属する都市地区医師会が1月ごとに取りまとめて、各市町村に請求する。

7 依頼書

- ・市町村からの依頼書は不要とし、接種希望者は希望する医療機関へ直接予約し、接種を受ける。
- ・予診票は接種医療機関の所在地のものを使用する。

8 健康被害

- ・健康被害が発生した場合、予防接種法の規定に基づいて住所地市町村が対応する。